（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第六項中「平成二十三年度」の下に「から平成二十六年度までの各年度」を加える。

附則第十二条第三項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から施行し、平成二十四年度の補助金から適用する。

○厚生労働省令第四十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三項のただし書」を「第三項ただし書」に改め、同条に次の二項を加える。

4　厚生労働大臣は、第一項の指定を受けた資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されると認められるに至った場合には、その指定を解除することができる。

5　前項の規定により指定を解除した資産に係る第二項又は第三項の規定により資本剰余金に対する控除として計上したものについては、当該指定が解除された日を含む事業年度以後、減価償却費又は固定資産減損損失として計上するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十三条第四項の規定に基づき、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令

産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第三面）中「作業環境」を「職場環境」に改め、同様式（第四面）中「第57条の２第４項」を「第57条の３第４項」に、「第57条の３第１項」を「第57条の４第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。

○厚生労働省令第四十八号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第四項、第十二条の二第二項及び第三項、第三十一条の七第二項、第四十条第三項、第五十条の六、第五十四第一項、第五十三条の二第二項並びに第六十二条第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二号から第四号まで」を「第二号及び第三号」に改め、同項第一号中「事業」の下に「（二以上の種類の協同施設を利用させる事業を行う場合にあつては、それぞれの事業ごと）」を加え、同項第三号を削る。

第十一条第一号に次のように加える。

ホ　震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合

ヘ　組合が注文に応じて物品を自宅その他の場所に配送する方法により事業を利用することを希望する者に対し、一月以内の期間を定めて、試行的に当該物品を供給する場合

第十一条第二号を次のように改める。

二　組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用させる事業（次号に掲げる事業を除く。）次に掲げる場合

イ　職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者（訪問を予定している者を含む。）に対し当該施設を利用させる場合

ロ　離島その他交通不便の地域における施設を利用させる場合（当該地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）

第十一条第四号を削る。

第百十三条第一項第一号ホ中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削る。

第百五十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第五十五条第一項第一号に掲げる事項に係る技術的事項の設定又は変更

第二百一条第一項第十一号及び第二百二条第一項第十二号中「ただし」を「当該貸付金の使途が貸付事業を実施するための資金である場合を除き」に改める。

第二百十条第四項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削る。

第二百三十四条の見出し中「許可」を「認可」に改め、同条中「、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表」を「及び総会の議事録の謄本」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第百十三条第一項第一号ホ及び第二百十条第四項の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。